

あなたは大丈夫？DVをご存知ですか

自由がない、怖い、さからえない状態で、力により支配される不平等な関係がDV（ドメスティックバイオレンス＝夫や恋人など「親密な間柄」で起こる暴力）です。最近、学生の間でも「デートDV」で若い命が奪われる事件が起こっています。どんなに親しい間柄でも暴力は犯罪です。

相談できるところ

- 多久市役所 市民生活課 市民係(市民相談)
月～金曜日 8時30分～17時15分
☎75-6116
- アバンセ (佐賀県男女共同参画センター)
火～土曜日 9時～21時
日曜日・祝日 9時～16時30分
☎26-0011 (女性総合相談専用は☎26-0018)
- 小城警察署 多久幹部派出所
☎75-3141 (緊急時は110番へ)

《困っていたり、気づいたら相談してください》

【身体的暴力】

殴る 蹴る 首を絞める 髪をひっぱる 物を投げつける

【精神的暴力】

態度 暴言 交友関係や行動の制限 監視・束縛 監禁
メールのチェック 何を言っても無視して口をきかない
子どもを使った嫌がらせ

【経済的暴力】

生活費を渡さない 借金させる
たかる 経済的な締め付け

【性的暴力】

性行為の強要 避妊への非協力
中絶の強要 ・ ・ 等々



■問い合わせ 人権・同和対策課 ☎75-4824

多久まつり「ボウリング大会」 参加者募集！

多久まつりの新イベント「ボウリング大会」への出場15チームを募集しています。

日時 11月22日(日) 13時30分～
会場 多久まつりおまつり広場(市役所南側駐車場)
(雨天時は北部小体育館)

「ボウリング大会」の主な競技内容

- 競技は5人1組のチーム戦です。
- 5本のボウリングのピンとバスケットボールを使用します。
- 得点はピン1本につき2点とし、1人5回ずつ投げて、チームの合計得点を競います。

募集対象 市内にお住まいの方や友人・家族チーム
市内の企業・事業所チーム
募集締切 10月30日(金)

■問い合わせ・申し込み

多久まつり・ボウリング大会係(多久市体育協会)
☎75-5385 ☎75-5507

土地取引後は利用目的と 価格の届出が必要です

一定面積以上の土地について、売買などの取引をした場合には「国土利用計画法」により、契約締結後2週間以内に「買主」は土地の利用目的および取引価格等を届け出なければなりません。佐賀県では、その利用目的が公表されている土地利用に関する計画に適合しているかなどを審査し、場合によっては利用目的の変更を勧告することがあります。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6か月以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられることがあります。

届出が必要な土地の面積

都市計画区域内 5,000㎡以上
都市計画区域外 10,000㎡以上

届出義務者 買主

届出の時期 取引締結後2週間以内

届出先 土地の所在する市・町

■問い合わせ

佐賀県 土地対策課 ☎25-7034
多久市 都市計画課 都市計画係 ☎75-4827